

## 地域生活支援拠点等の機能を担う事業所となる場合の運営規程への追加項目の記載例

地域生活支援拠点等の役割を担う事業所として届出を行う際には下記の項目を追加してください。

運営規程の記載例	作成に当たっての留意事項
<p>その他運営に関する重要事項 (地域生活支援拠点等の機能を担う事業所)</p> <p>第〇〇条事業所は、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成18年厚生労働省告示第395号)第一の二の3」に規定する地域生活支援拠点等として次の機能を担う。</p> <p>(1) 相談の機能 緊急時における支援が見込めない障がい者等の世帯を事前に把握して登録し、当該世帯との連絡体制を確保した上で、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等の場合に必要なサービスのコーディネート、相談その他必要な支援を行う機能</p> <p>(2) 緊急時の受入れ・対応を行う機能 短期入所等を活用した緊急時の受入体制を確保した上で、介護者の急病、障がい者等の状態変化等の緊急時の受入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能</p> <p>(3) 体験の機会・場を提供する機能 施設や病院からの地域移行支援、親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用又はや一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能</p> <p>(4) 専門的人材の確保・養成を行う機能 医療的ケアが必要な者、行動障がいを有する者、高齢化に伴い重度化した障がい者等に対し、専門的な対応を行うことができる体制の確保又は専門的な対応ができる人材の養成を行う機能</p> <p>(5) 地域の体制づくりを行う機能 地域の様々なニーズに対応できるサービスの提供体制の確保、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能</p>	<p>記載する役割は例であり、地域生活支援拠点等の整備単位ごとに実情に応じて、実際に担う機能を記載してください。</p> <p>※特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所が地域生活支援拠点等相談強化加算の算定に関する届出を行う場合、少なくとも(1)及び(2)の機能を担うことを運営規程に記載することが要件となります。</p>

※ 上記に示した運営規程は記載例であり、各事業所の実態に応じた規程とし、地域生活支援拠点等の内容を理解した上で作成してください。